

ひろしま国際平和文化祭共催イベント 募集要領

1 目的

広島広域都市圏構成市町が実施する文化芸術事業を、ひろしま国際平和文化祭実行委員会の共催イベントとして承認し、圏域のにぎわい創出と文化芸術活動の振興を図ることを目的とします。

2 共催事業の内容

(1) 対象分野 全ての文化芸術事業

(2) 対象地域 広島広域都市圏構成市町内(※)

広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

(3) 対象期間 通年

(4) 連携要件 4の認定基準のとおり

(5) 連携内容

- ・ひろしま国際平和文化祭（以下「ひろフェス」という。）及び広島市公式ホームページや広島広域都市圏ポイントアプリ(としポ)に、共催イベントの事業名称、日時、会場、出演者等の概要を掲載します。
- ・共催イベントのチラシ等広報物にひろフェスのロゴを掲載するとともに、「ひろしま国際平和文化祭実行委員会共催」と記載していただきます（ひろフェス実行委員会共催表記やロゴが掲載されたチラシについては、ひろフェス実行委員会事務局が広島市の公共施設を中心に配布します。）。

3 申請自治体のメリット

連携中枢都市圏特別交付金の対象となるため、事業費の80%が特別交付金として加算され交付されます（各申請自治体において、他の事業により上限額を超える取組となる場合はこの限りではありません。）。

4 認定基準

(1) 事業の主催者団体がア又はイの団体に該当すること。

ア 国若しくは地方公共団体、公益法人、報道機関等公共性のある団体又はこれに準ずる団体

イ ア以外で団体の所在地、組織及び運営が明確であり、特定の政党や宗教に関係がないこと。

(2) 平和文化の醸成又は文化芸術の振興に寄与するものであること。

(3) 広く市民に公開されるものであること。

(4) 実施イベント会場や広報物等において、ひろフェスのPRを行うことができるものであること。

(5) 営利活動を目的としないこと（営利団体が実施する場合においては、実施の目的が営利ではなく、平和文化の醸成又は文化芸術を振興するものであること。）。

(6) 特定の政党や宗教の利害に関与しないものであること。

(7) 特定の団体等を誹謗、中傷しないなど公序良俗に反しないものであること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員が構成員に含まれていないこと。

(9) その他、共催事業として認定することが適当でないと認められないこと。

5 手続方法（手順）

(1) 申請書（様式1）に関係書類（事業計画書、収支予算書）を添付し、事務局に申請してください。

(2) 申請書提出後、事務局において申請書の記載内容及び要件を確認し、承認書（様式2）を交付します。

(3) 事業終了後は速やかに事業実施報告書、収支決算書を事務局に提出してください。

なお、承認後に、申請書等の内容に虚偽の事項や共催の要件を欠くことが判明したときは承認を取り消します。